

判決年月日	平成１９年１０月３１日	担当 部	知的財産高等裁判所 第１部
事 件 番 号	平成１９年（行ケ）10050号		
○「ＤＢ９」との出願商標について，「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」（商標法３条２項）と認められるとして，審決を取り消した事例。			

（関連条文）商標法３条１項５号，２項

本件は，指定商品等を「automobiles」等とする「ＤＢ９」との本願商標を出願した原告が，本願商標が商標法３条１項５号に該当するとした審決の取消しを求めた事案である。

判決は，「本願商標は，極めて簡単で，かつ，ありふれた標章のみからなるものと認められる。」として，本願商標が商標法３条１項５号に該当するとしたが，同条２項の該当性について，「原告は，高級スポーツカーのメーカーとして知られていて，原告の製造した自動車もＤＢシリーズとして自動車に相当程度の関心がある者の間で知られていたことに，『atutomobiles』の分野の上記の取引の実情を考慮すると，同分野の取引者，需要者において，原告が新たに発表するＤＢ９との名称の車に，発表時や日本での発売時に積極的に注目する者が，類型的に相当程度いると認められのであり，現に，ＤＢ９との自動車がニュースという形や雑誌の記事等で注目されたりしていること，そこにおいて，ＤＢ９は，『アストンマーチンＤＢ９』というように社名であるアストンマーチンと一体としてのみ使用されるものではなく，独立して，ＤＢ９が車名を表すものとして使用されていること，広告もされていることなどから，本願商標は，審決時（平成１８年９月２５日）には，『atutomobiles』の分野の取引者，需要者に，本願商標から原告との関連を認識することができる程度に広く知られていたと認めることが相当である。」などとして，「本願商標は，『使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの』（商標法３条２項）であると認めることが相当である。」とし，審決を取り消した。